

<林産物売払>

- 38 林産物売買契約書
- 39 請書
- 40 売買物件引渡書及び売買物件引受書
- 41 完了届
- 42 契約期間の延期願
- 43 林産物売買変更契約書
- 44 変更請書

収 入
印 紙

林産物売買契約書

一般社団法人宮城県林業公社を甲として、（受注者）を乙として、下記の事業箇所の売買物件について、次の条項により売買契約を締結する。

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

1 事業番号・事業名

2 事業箇所

3 売買物件

樹種	種別	本数（本）	予定材積 m ³	備考
				図面添付

4 売買代金 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

5 契約期間 契約締結の日から 年 月 日まで

6 支払方法 甲が発行する請求書により、支払い指定日までに指定口座に振込ものとする。

（代金の支払）

第2条 乙は、前条第1項第6号の支払い指定日までに売買代金を支払わなければならない。

（物件の引渡）

第3条 甲は、売買代金が支払われた日から15日以内に当該物件を書面で引渡を行う。乙は、停滞なく書面をもって引き受けなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、前条の物件の引渡が完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

（法令の準拠）

第5条 本売買契約に当たって、法令上の制限があるときは、乙の責任において、手続きを行うものとする。

(契約期間の延長)

第6条 乙は、天候の不良、その他やむを得ない事由により契約期間内に伐採搬出が完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に契約期間の延長を請求することができる。

(事業の完了)

第7条 売買物件の伐採搬出が全て完了したときは、速やかに完了届を提出し、甲の事業確認調査を受けるものとする。

なお、事業確認調査の結果、手直しが必要と判断された場合は、その指示に従うものとする。

(危険負担)

第8条 林産物売買物件の引渡し後に生じた損害は、乙の負担とする。

(かし担保)

第9条 甲は乙に対して、売買物件のかしに関する一切の責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲または乙のいずれか一方が本契約各条項に違反したとき、相手方は本契約を解除することができる。又、契約解除に伴って損害が生じた場合は、違反した側にその損害の賠償を請求することができる。

(費用負担)

第11条 本契約の履行に関して必要な費用は乙の負担とする。ただし、特記仕様に定めがある場合を除く。

(補則)

第12条 この契約書に定めない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（発注者） 住所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
氏名 一般社団法人宮城県林業公社
理事長

乙（受注者） 住所
氏名

収 入
印 紙

※契約金 100 万円未満の場合適用

請 書

1 事業番号・事業名

2 事業箇所

3 売買物件

樹種	種別	本数 (本)	予定材積 m ³	備考
				図面添付

4 契約期間 契約締結の日から 年 月 日まで

5 売買代金 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記事業について、次の条項によりお請けします。

年 月 日

一般社団法人 宮城県林業公社
理事長 殿

受注者 住 所

氏 名

印

- 1 この契約において宮城県林業公社を甲とし、受注者を乙とする。
- 2 乙は、頭書の売買代金額をもって、頭書の期限までに事業を完成する。
- 3 乙は、甲が発行する請求書により、売買代金を指定日までに支払わなければならない。
- 4 甲は、売買代金が支払われた日から15日以内に当該物件を書面で引渡を行う。乙は、停滞なく書面をもって引き受けなければならない。
- 5 売買物件の所有権は、物件の引渡が完了したときに、甲から乙に移転するものとする。
- 6 乙は、天候の不良、その他やむを得ない事由により契約期間内に伐採搬出が完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に契約期間の延長を請求することができる。
- 7 乙は、売買物件の伐採搬出が全て完了したときは、速やかに完了届を提出し、甲の事業確認調査を受けるものとする。

なお、確認調査の結果、手直しが必要と判断された場合は、その指示に従うものとする。
- 8 林産物売買物件の引渡し後に生じた損害は、乙の負担とする。
- 9 甲は乙に対して、売買物件のかしに関する一切の責任を負わないものとする。
- 10 甲または乙のいずれか一方が本契約各条項に違反したとき、相手方は本契約を解除することができる。又、契約解除に伴って損害が生じた場合は、違反した側にその損害の賠償を請求することができる。
- 11 本契約の履行に関して必要な費用は乙の負担とする。
- 12 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度甲乙協議して定める。

年 月 日

受注者 殿

一般社団法人 宮城県林業公社
理事長

売買物件引渡書

年 月 日付けで契約締結した下記物件について、売買代金が支払われたので、林産物売買契約書第3条の規定に基づき引渡いたします。

記

- 1 事業番号
- 2 事業名
- 3 事業箇所
- 4 売買物件 ①樹種 ②種別 ③本数： 本 ④予定材積 m³
- 5 売買代金

年 月 日

一般社団法人 宮城県林業公社
理事長

受注者 住 所
名 称
代表者

売買物件引受書

上記事業の売買物件を引受いたします。

完 了 届

年 月 日

一般社団法人宮城県林業公社 理事長 殿

(受注者) 住 所
名 称
代表者

下記の事業が完了したので、林産物売買契約書第7条の規定に基づき、完了届を提出します。

記

1 事業番号・事業名	
2 事業箇所	
3 契約締結年月日	年 月 日
4 契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 完了年月日	年 月 日

年 月 日

一般社団法人宮城県林業公社 理事長 殿

(受注者) 住 所
名 称
代表者

契約期間の延期願

年 月 日付けで契約締結した林産物売買契約書第6条に基づき、下記のとおり契約期間を延期したいので、承認願います。

記

1 事業番号・事業名	
2 事業箇所	
3 契約締結年月日	年 月 日
4 契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 延期期間	完了予定期日 年 月 日 (延期する日数 日間)
6 延期理由	

収 入

印 紙

林産物売買変更契約書

年 月 日付けで一般社団法人宮城県林業公社と との間
において締結した (事業番号・事業名を記載) の売買契約書を下記のとおり変更する。

記

1 原売買金額に対する増(減)額 金 円
うち取引に係る消費税額 金 円
及び地方消費税額の増(減)額

2 契約期間 原期間 年 月 日から 年 月 日まで
変更期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を補湯するものとする。

年 月 日

発注者 住所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
氏名 一般社団法人宮城県林業公社
理事長

受注者 住所
氏名又は名称

収 入

印 紙

変更請書

年 月 日付けで一般社団法人宮城県林業公社に提出した(事業番号・事業名を記載)
請書を下記のとおり変更することを承諾し、変更請書を提出します。

記

1 原売買金額に対する増(減)額 金 円

うち取引に係る消費税額 金 円

及び地方消費税額の増(減)額

2 契約期間 原期間 年 月 日から 年 月 日まで

変更期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

一般社団法人 宮城県林業公社
理事長 殿

受注者 住 所

氏 名

印